

議案第96号

磐田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定
について

磐田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
するものとする。

令和6年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

磐田市放課後児童クラブ条例（平成17年磐田市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「6,300円」を「7,000円」に改め、同項ただし書中「9,960円」を「11,000円」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「土曜日」を「土曜日及び祝日」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、午後6時から午後6時30分までの時間において児童クラブを利用した場合は、1日当たり300円の延長利用料を徴収するものとする。

第9条を第10条とする。

第8条中「第6条」を「第7条」に改め、同条第1号中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1号中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第2号中「富士見小第1児童クラブ」を「規則で定めるクラブ」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 祝日（規則で定めるクラブを除く。）

第4条を第5条とする。

第3条第1号中「平日」を「月曜日から金曜日まで」に、「次号及び第3号」を「第2号から第4号まで」に、「午後6時」を「午後6時30分」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 土曜日（規則で定めるクラブに限る。） 午前7時30分から午後6時30分まで

第3条第3号中「午前8時」を「午前7時30分」に、「午後6時」を「午後6時30分」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日（以下「祝日」という。）（規則で定めるクラブに限る。） 午前7時30分から午後6時30分まで

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（事業の実施主体等）

第3条 事業の実施主体は、磐田市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切に事業運営ができると認められる者に委託することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の磐田市放課後児童クラブ条例の規定に基づく利用料の決定その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

磐田市放課後児童クラブ条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置) 第2条 略</p> <p>(追加)</p> <p>(開所時間) 第3条 児童クラブの開所時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。 (1) 平日 (次号及び第3号 に掲げる休業日を除く。) 午後1時から午後6時 まで (2) 土曜日 (富士見小第1児童クラブに限る。) 午前7時30分から午後6時まで (追加) (3) 学年始、夏季、冬季及び学年末休業日 午前8時 から午後6時 まで</p> <p>(閉所日) 第4条 児童クラブの閉所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に閉所することができる。 (1) 略 (2) 土曜日 (富士見小第1児童クラブを除く。) (3) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (4)・(5) 略</p>	<p>(設置) 第2条 略</p> <p>(事業の実施主体等) 第3条 事業の実施主体は、磐田市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切に事業運営ができると認められる者に委託することができる。</p> <p>(開所時間) 第4条 児童クラブの開所時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。 (1) 月曜日から金曜日まで (第2号から第4号までに掲げる休業日を除く。) 午後1時から午後6時30分まで (2) 土曜日 (規則で定めるクラブに限る。) 午前7時30分から午後6時30分まで (3) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「祝日」という。) (規則で定めるクラブに限る。) 午前7時30分から午後6時30分まで (4) 学年始、夏季、冬季及び学年末休業日 午前7時30分から午後6時30分まで</p> <p>(閉所日) 第5条 児童クラブの閉所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に閉所することができる。 (1) 略 (2) 土曜日 (規則で定めるクラブ を除く。) (3) 祝日 (規則で定めるクラブを除く。) (4)・(5) 略</p>

現行	改正案
<p>(対象児童) 第5条 略</p> <p>(利用の許可) 第6条 略</p> <p>(利用許可の制限) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブの利用を許可しないことができる。 (1) 第5条に規定する要件に該当しないとき。 (2)・(3) 略</p> <p>(利用許可の取消し等) 第8条 市長は、第6条の許可を受けた保護者又は当該保護者の児童が次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブの利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。 (1) 保護者が第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。 (2)～(5) 略</p> <p>(利用料等) 第9条 利用料は、月額6,300円とする。ただし、8月の利用料は、月額9,960円とする。 2 略 3 土曜日 _____ の利用料は、日額500円とする。 (追加) 4 市長は、利用料のほか児童クラブを利用する児童の保護者から必要な</p>	<p>(対象児童) 第6条 略</p> <p>(利用の許可) 第7条 略</p> <p>(利用許可の制限) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブの利用を許可しないことができる。 (1) 第6条に規定する要件に該当しないとき。 (2)・(3) 略</p> <p>(利用許可の取消し等) 第9条 市長は、第7条の許可を受けた保護者又は当該保護者の児童が次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブの利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。 (1) 保護者が第6条に規定する要件に該当しなくなったとき。 (2)～(5) 略</p> <p>(利用料等) 第10条 利用料は、月額7,000円とする。ただし、8月の利用料は、月額11,000円とする。 2 略 3 土曜日及び祝日の利用料は、日額500円とする。 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、午後6時から午後6時30分までの時間において児童クラブを利用した場合は、1日当たり300円の延長利用料を徴収するものとする。 5 市長は、利用料のほか児童クラブを利用する児童の保護者から必要な</p>

現行	改正案
<p>額を徴収することができる。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(利用料の減額又は免除)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(過料)</p> <p><u>第13条</u> 詐欺その他不正の行為により、第9条第1項及び第2項に規定する利用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>額を徴収することができる。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(利用料の減額又は免除)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(削除)</p>